

## 伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備を推進し、子どもを安心して育てることができる子育て環境を築くため、当該認定こども園を整備する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助の対象とする施設は、学校法人又は社会福祉法人が設置する施設のうち、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づき県が条例で定める要件に適合する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）
- (2) 認定こども園法第3条第2項第2号に基づき県が条例で定める要件に適合する保育所型認定こども園（以下「保育所型認定こども園」という。）
- (3) 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づき県が条例で定める要件に適合する幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）

(補助対象事業の区分等)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）の区分、対象経費、交付基準等及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を希望する者は、伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付（変更交付）申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第6条 前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付（変更交付）申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書

- (2) 変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(変更交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市認定こども園整備事業補助金変更交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市認定こども園整備事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付請求書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市認定こども園整備事業補助金変更交付決定通知書の写し
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 領収書の写し

(実績報告)

第11条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市認定こども園整備事業補助金実績報告書（第7号様式）により、当該補助事業等の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、伊勢原市認定こども園整備事業補助金実績報告書が提出され、規則第

15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第5条の交付決定の額（第7条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市認定こども園整備事業補助金確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、第2条に規定する施設の整備事業を行い、事業終了後に幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、補助金の返還を命ずるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年度の補助金に係る交付要望書は、第5条の規定にかかわらず、平成26年12月末日までに提出することができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成28年度の補助金に係る交付要望書は、第5条の規定にかかわらず、平成28年12月末日までに提出することができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日告示第42号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

施設区分	整備部分	算定基準
幼保連携型認定こども園	学校としての教育を行う部分	別表第2（1）のとおり
	児童福祉施設としての保育を実施する部分	別表第2（2）のとおり
	放課後児童クラブ専用室	別表第2（3）のとおり
幼稚園型認定こども園	幼稚園部分	別表第2（1）のとおり
	児童福祉施設としての保育を実施する部分	別表第2（2）のとおり
	放課後児童クラブ専用室	別表第2（3）のとおり
保育所型認定こども園	幼稚園機能部分	別表第2（1）のとおり
	児童福祉施設としての保育を実施する部分	別表第2（2）のとおり
	放課後児童クラブ専用室	別表第2（3）のとおり

※国交付要綱に基づく国庫補助金の内示を受けた事業のみ補助対象とする。

別表第2（第3条関係）

（1）認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定。以下「国認定こども園整備要綱」という。）に基づく整備

区分	整備区分	対象経費	交付基準等	負担割合	補助額
認定こども園整備	創設、増築、増改築、改築	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱の額
	大規模修繕等	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱の額
幼稚園耐震化整備	増改築、改築	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱の額
	大規模修繕等	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱の額
防犯対策整備	防犯対策整備	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱による。	国認定こども園整備要綱の額

（2）保育所等整備交付金の交付について（平成30年5月8日厚生労働省発子0508第1号）別紙「保育所等整備交付金交付要綱」（以下「国保育所等整備要綱」という。）に基づく整備

整備区分	対象経費	交付基準等	負担割合	補助額
創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備	国保育所等整備要綱による。	国保育所等整備要綱による。	国保育所等整備要綱による。	国保育所等整備要綱の額
大規模修繕等	国保育所等整備要綱による。	国保育所等整備要綱による。	国保育所等整備要綱による。	国保育所等整備要綱の額
防音壁整備	国保育所等整備要綱による。	国保育所等整備要綱による。	国保育所等整備要綱による。	国保育所等整備要綱の額
防犯対策の強化に係る整備	国保育所等整備要綱による。	国保育所等整備要綱による。	国保育所等整備要綱による。	国保育所等整備要綱の額

(3) 子ども・子育て支援整備交付金の交付について（府子本第202号）別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「国放課後児童クラブ整備要綱」という。）に基づく整備

整備区分	対象経費	交付基準等	負担割合	補助額
創設及び改築	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱の額
拡張	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱の額
大規模修繕	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱の額

第1号様式（第4条、第6条関係）

年度伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

年度伊勢原市認定こども園整備事業補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

（注） 事業計画書及び収支予算書を添付してください。

年度伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付で申請のありました伊勢原市認定こども園整備事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

1 補助金交付決定額 円

2 交 付 条 件

（事務担当は、 ）



年度伊勢原市認定こども園整備事業補助金変更交付決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

1 変更交付決定額 円  
(変更前の交付決定額 円)

2 交 付 条 件

(事務担当は、 )

第4号様式（第8条関係）

年度伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付決定事業変更  
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

次のとおり伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）  
について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容  
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第5号様式（第8条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市認定こども園整備事業補助金変更（中止・廃止）  
承認決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第6号様式（第10条関係）

年度伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

請求者名称及び  
代表者氏名

交付決定のありました伊勢原市認定こども園整備事業補助金の交付を受けたいので、  
関係書類を添えて申請します。

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 交付決定通知額 | 円 |
| 2 既交付額    | 円 |
| 3 今回交付請求額 | 円 |
| 4 未交付額    | 円 |

5 添付書類

- (1)伊勢原市認定こども園整備事業補助金交付決定通知書の写し
- (2)伊勢原市認定こども園整備事業補助金変更交付決定通知書の写し
- (3)工事請負契約書の写し
- (4)領収書の写し

(注) (1)又は(2)については、いずれかにレ印をつけてください。

第7号様式（第11条関係）

年度伊勢原市認定こども園整備事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

補助事業者名称及び  
代表者氏名

---

年度伊勢原市認定こども園整備事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額 円

実績額 円

不用額 円

(注) 事業成果報告書、工事完了後の写真及び収支決算書（見込み）を添付してください。

年度伊勢原市認定こども園整備事業補助金確定通知書

住所又は  
所在地

補助事業者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次の  
とおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額         | 円 |

（事務担当は、 ）